破産手続終結

平成２４年（フ）第１５４１号
福岡県大野城市仲畑２丁目10番27号
破産者　株式会社ナックアシスト
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６３１号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地の62
破産者　有限会社秋田重機産業
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２１９７号
福岡市早良区田隈３丁目39番12号
破産者　山田　廣和
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２号
石川県小松市上麦口町ホ82番地１
破産者　中川　豊樹
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４号
鳥取県倉吉市中河原555番地
破産者　中井　明子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２号
福岡県飯塚市菰田西２丁目８番10号、前住所福岡県飯塚市下三緒43番地５
破産者　洲濱　　仁
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３０４号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木677番地
破産者　永光　幸次
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２２号
宮崎市大字内海1106番地
破産者　渡邉　泰久
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２６１号
兵庫県西宮市小松西町２丁目６番46―309号
破産者　石川　光政
1　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
2　一般調査期日　平成25年11月15日午前10時
平成25年８月23日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７号
大阪市東住吉区湯里４丁目６番18号
破産者　新木　秀雄
1　破産債権の届出期間　平成25年９月26日まで
2　一般調査期日　平成25年11月７日午後３時30分
平成25年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０５号
大阪府大東市諸福４丁目１番31号　オリエント鴻池107号
破産者　富川眞優佳
1　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
2　一般調査期日　平成25年10月31日午後３時30分
平成25年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５８号
大阪府豊中市新千里東町２―７　C28―902号、住民票上の住所大阪市東成区東今里１丁目５番３―806号
破産者　木屋　雅博
1　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
2　一般調査期日　平成25年10月28日午後３時
平成25年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８７号
札幌市西区西野１条５丁目１番35号　フェバーコーポ西野202号
破産者　小西　慎也
1　破産債権の届出期間　平成25年９月30日まで
2　一般調査期日　平成25年11月11日午後２時
平成25年８月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
堺市南区城山台２丁１番25―204号、開始時の住所堺市南区御池台１丁27番６―205号
破産者　大西　元治
1　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
2　一般調査期日　平成25年11月28日午前10時30分
平成25年８月26日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
大阪府松原市岡４丁目15番12号―105
破産者　有限会社エー・イー・シー
1　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
2　一般調査期日　平成25年11月25日午後２時30分
平成25年８月26日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
高知市高須新町２丁目１番18号　Kハイツ301
破産者　森尾　　茂
1　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
2　一般調査期日　平成25年10月29日午前10時
平成25年８月27日　　高知地方裁判所破産係

破産債権の特別調査期間

平成２３年（フ）第１７３００号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地
破産者　株式会社安愚楽牧場
特別調査期間　平成25年９月19日から平成25年９月20日まで
平成25年８月27日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第７号
山口市鋳銭司3587番地４
破産者　田中　照美
異議申述期間　平成25年９月27日まで
平成25年８月27日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
山口県防府市宮市町１番17号
破産者　山本　義敬
異議申述期間　平成25年10月７日まで
平成25年８月26日
山口地方裁判所民事部破産係